

賈誼の対匈奴政策

——前漢代対匈奴戦争におけるその実効性について——

池田 敦志

はじめに

賈誼（前二〇〇年～一六八年）は、前漢文帝期において諸侯王政策や貨幣政策をはじめ、様々な政治政策を立案・献策した政治家である。実際にそれらの政策の一部は文帝によって実施され、その後の景帝以降の政治状況にも様々な影響を与えた⁽¹⁾。その賈誼の政策の中でも注目すべきものに對匈奴政策がある。しかし彼の對匈奴政策は他の諸政策と違い、『史記』賈生列伝や『漢書』賈誼伝にはほとんど見えず⁽²⁾、その具体的な政策は彼の著作とされる『新書』匈奴篇にのみ見られる。ところが、そもそも『新書』自体、賈誼の自著かどうかを巡りその史料的有效性について問題があり、これまでの『新書』匈奴篇を扱う研究では、その史料性格にはあまり触れられず、匈奴篇の内容説明に重点が置かれる傾向にあった⁽³⁾。よって彼の政策が前漢王朝の実際の對匈奴戦争の中でどのような役割を果た

し、そしてそれがいかなる意味を有していたか、すなわち政策そのものの実効性についてはほとんど検討されてこなかったと思われる。近年、工藤卓司氏は、賈誼の政策を検討する際には『漢書』より『新書』を基本資料とすべきとの結論を導き出され⁽⁴⁾、『新書』の史料的有效性を主張したが、筆者自身の検討によっても、氏の説に賛同するものである。よって本稿でも、『新書』匈奴篇が史料的に有効であるという立場から検討を進めていくこととする。

さて、前漢王朝の對匈奴政策については、高祖が平城の戦い（前二〇〇年）で大敗を蒙って以降、景帝期までは和親（懷柔）策を採り、武帝期の馬邑事件（前一三三年）を契機に強政策に転換したと言われる⁽⁵⁾。これは『史記』・『漢書』に基づいた解釈であるが、両書には武帝期に至るまでに、朝廷においてどのような對匈奴政策の議論がなされたのかが具体的に記されておらず、あたかも武帝期に入って突然それまでの和親策から強政策へ転換したかのごとくである⁽⁶⁾。しかし、『新書』匈奴篇は、文帝期に賈誼が行った具体的な對匈奴

政策の議論であり、まさしく武帝期以前に政策の議に与った人物の著作であるから、まさにこの『新書』匈奴篇から、武帝期にそれまでの和親策から強攻策へ転換するまでの過程を窺うことができるのである。そこで本稿では、『新書』中の対匈奴政策に関する諸篇を検討することによって、それが前漢代前半期の対匈奴政策とその展開の中でどのような実効性を有していたのかということを示し、賈誼の対匈奴政策が、前漢代対匈奴問題においてどのような歴史的意義を持っていたのかについて私見を述べたいと思う。

一、漢初の対匈奴状勢と賈誼の意識

賈誼の具体的な対匈奴政策に言及する前に、彼が文帝当時の漢と匈奴との関係をどのように捉えていたのかを見てみよう。漢が興って以来、北方ではたびたび匈奴の侵攻に悩まされてきた。表一は『漢書』の記述をもとに高祖期から景帝期における主な対匈奴状勢についてまとめたものである。早くは漢王朝が建国されて間もない頃、代に封じた韓王信が匈奴に降り、勢いを得た匈奴は晋陽にまでいたるほどであった。高祖自ら兵を率いたが、白登山で匈奴三十万騎に包囲され、閼氏に厚く贈り物をする事によって辛くも逃れるを得た「平城の役」は有名な事件である。その後も絮繒酒食を貢納することで和親を行ったが、その度に和親を一方的に破棄されては再び侵攻に遭うというものであった。このように、漢は常に匈奴の

風下に立ってきたが、そのような状況を顧みた賈誼は次のように述べる。

天下の勢方に倒縣す。竊かに願わくは陛下之を省みんことを。凡そ天子は、天下の首なり。何となれば、上なればなり。蠻夷は、天下の足なり。何となれば、下なればなり。蠻夷徴令するは、是れ主上の操なり。天子共貢するは、是れ臣下の禮なり。足反って上に居り、首顧って下に居るは、是れ倒縣の勢なり。天下倒縣するも、之を能く解く莫くんば、猶お國に人有りと爲さんか。(解縣篇)

漢が高祖以来の「約」に従い、匈奴に歳幣を行っていたことは先ほど述べた通りである。『漢書』匈奴伝に見える文帝六年の詔に、「漢、匈奴と約して兄弟と爲るは、單于に甚だ厚く遣る所以なり」とあり、文帝六年当時であっても依然として匈奴に多くの貢納を行っていた。このように匈奴が君主の態度を取り、それに対し漢が臣下の礼を行っている状態を賈誼は「倒縣」、すなわち「倒」に「縣」にかけていると述べる。また、

竊かに匈奴の衆を料るに、漢の一千石の大縣に過ぎず。天下の大を以て一縣の衆に困しむこと甚だしきは、竊かに執事の爲に之を羞ず。陛下意有らば、胡ぞ臣をして一たび試みに此を理めしめざらんか。夫れ胡人は古に於いては小諸侯の錙權して服する所なり、奚ぞ宜しく敢えて此くの若く悍ならんや。臣を以て屬國の官と爲し、以て匈奴を主らしめよ。(勢卑篇)

(表1)『漢書』に見える高祖期～景帝期の対匈奴状勢

皇帝(年)	匈奴の侵寇と和親	対匈奴政策
高祖六	秋九月、匈奴、韓王信を馬邑に圍む。信、匈奴に降る	
高祖七	冬十月、高祖、晋陽で連戦し、匈奴を追撃するも、平城にて匈奴に囲まれ、陳平の計により脱出す	
		この後、匈奴に帰順する漢の将兵多く、高祖、宗室の翁主を單于に嫁がせ、歳幣を行い、兄弟の約を交わす
高祖七	十二月、匈奴、代を攻め、代王喜、国を棄てる	
高祖十二	四月、高祖の崩御を聞き、盧綰、匈奴に降る	
恵帝三	宗室の女を公主とし、匈奴の單于に嫁がせる	
呂后六	六月、匈奴、狄道に侵寇し、阿陽を攻める	
		この頃、單于驕慢となり、呂后を侮辱する書を遣る。呂后怒りて匈奴討伐を下問するも、季布の反対により、和親策をとる
呂后七	冬十二月、匈奴、狄道に侵寇し、二千余人を略奪す	
文帝元	文帝の即位に伴い、匈奴と和親す	
文帝三	五月、匈奴、北地に侵入し、河南に侵寇す。丞相灌嬰を派遣し、匈奴を撃たせ、匈奴去る	匈奴の單于の書簡に対し、家臣らに征伐・和親いずれかを議論させ、和親する。單于に貢物を遣る
		後、冒頓單于が死に、老上單于が即位する。それに伴い、文帝は翁主を單于の閼氏として遣る
文帝六	淮南厲王長、挙兵に備え、匈奴と使者を交通す	
文帝十一	六月、匈奴、狄道に侵寇す	
文帝十四	冬、匈奴、辺境に侵寇し、北地都尉を殺す。東陽侯張相如らを派遣し匈奴を撃ち、敗走させる	この戦い以降、匈奴、驕慢となり、連年漢に侵攻す。文帝、これを患い、書を遣って和親す
文帝後二	六月、匈奴和親す	
文帝後五	老上單于死し、軍臣單于即位す。漢は和親を結ぶ	
文帝後六	冬、匈奴、三万騎にて上郡・雲中郡に侵入す。周亞夫らを派遣し、襲撃に備えさせる	
景帝元年	夏四月、御史大夫青翟を派遣し、匈奴と和親す	
景帝二	秋、匈奴と和親す	
景帝三	呉楚七国の乱に乗じ、趙と内通し、辺塞侵入を企図す	この後、再び和親し、関市を通じて單于に物資を供給し、翁主を單于に遣わす
景帝五	春、公主を遣り、匈奴の單于に嫁がせる	
景帝中二	春、匈奴、燕に侵入す	
景帝中六	六月、匈奴、鴈門に侵入し、武泉に至る。また、上郡に侵入する。吏卒の戦死者は二千人	
景帝後二	春、匈奴、鴈門に侵入し、太守馮敬戦死す	

賈誼の対匈奴政策

として、漢の一県ほどの民衆しか持たない匈奴に侵略され苦しめられている現状を、執政者の恥すべきことだとする。ちなみに当時の匈奴の人口については、匈奴篇に「匈奴は控弦大率六萬騎、五口にして介卒一人を出だし、五六三十なれば、此れ即ち戸口三十萬のみ、未だ漢の千石の大縣に及ばざるなり」とあり、賈誼は、その人口を三十万、兵力を六万程度と考えていた。続けて彼は、古代においては小さな諸侯でも胡を征伐（鉦權）して服属させることができたのだから、その時のように現在も積極的な「悍」い姿勢で匈奴に臨むことを主張した。賈誼はこの時、兵力的・物資的に漢が優位な状況にあることを根拠に、高祖以来行ってきた歳幣による単なる受身の懐柔策ではなく、積極策を用いるべきと考へ、そして何より自分をその官職に就けて自らの策を用いてほしいとま

で言ったのである。⁹では、「倒懸」している状態にある天下を立て直すとした賈誼の積極策とは一体どのようなものであったのであろうか。

二、「耀蟬の術」と対匈奴政策の目的

前節で述べたように、賈誼は「倒懸」している天下の状態を本来の形に戻すべく、匈奴を打倒するための積極策を述べる。『新書』匈奴篇には「將に陛下の爲に耀蟬の術を以て之を振わんとす」とあるが、この「耀蟬の術」とは、明かりに引き寄せられるという蟬の習性を利用してそれを捕らえる方法の比喻で、実際には、匈奴の族民を漢の皇帝の徳の下に引き寄せる策、すなわち次に述べる「三表」「五餌」策のことを指しているのである。このことについて工藤卓司氏は、「耀蟬の術」が、「三表」を基本方針とし、「五餌」を具體的方策として、「情報」を駆使した匈奴懐柔策であると¹⁰する。確かに氏や他の先行研究が述べるごとく「三表」「五餌」策それ自体は一見懐柔策のようにも見える。しかし前節で述べたように、彼は匈奴に対して「悍」の姿勢で臨むことを主張していたのであるから、「三表」「五餌」策は単なる懐柔策ではなく、「悍」の要素を含む積極策と考えなければならない。そのことを踏まえ、「三表」「五餌」策のみならず『新書』匈奴篇全体を検討した上で「耀蟬の術」がどのようなものであったのかを示し、改めて賈誼の対匈奴政策が単な

る懐柔策に止まるものではなく、実効性をもった積極的な政策であったことを示したい。

まず、賈誼は自分の策（＝耀蟬の術）を用いてくれれば、最終的に次のような状態を導くことができると考えた。

將に必ず匈奴の衆を以て、漢の臣民と爲し、之を制して千家をして一國爲らしめ、之を塞外に列處し、隴西自り延きて遼東に至るまで、各々地を分けて以て邊を衛り、月氏・灌盭の變に備えしめ、皆な之を其の置郡に屬せしむ。然る後戍を罷め邊を休め、天下の兵を民【泯】くす。（匈奴篇）

すなわち、「耀蟬の術」によって、匈奴の族民を漢の臣民とし、その上で千戸単位で国（侯国）を作らせる。そしてそれらを隴西から遼東に至るまでの塞外に地を分けて列ね置くことで、月氏・灌盭といった諸民族や、¹¹辺境地帯で反乱が起こった際の防壁とすることができる、と。要は匈奴そのものを漢に取り込み、いわゆる夷を以て夷を征し、その結果、漢兵による戍辺をも無くすることができる¹²と考えたのである。確かに当時の漢において辺境への派兵や輸送の役は国家財政上大きな負担であった。賈誼自身も

西郡・北郡は、長爵有りと雖も輕しくは復するを得ず、五尺以上も輕しくは息するを得ず、苦しむこと甚し。中地の左戍、行を延ぶること數千里なれば、糧食もて餽饌すること至難なり。

斥候は烽燧を望みて敢えて臥せず、將吏の成る者或いは介胄して睡る…（解縣篇）

と述べ、また当時同じく辺境守備の苛酷さを説いた晁錯も「(卒を辺境に)聚めて罷まざれば、費は甚だ大なり」と述べており、¹²⁾ 辺境守備には相当な人的・金銭的負担がかかっていたのである。そのような意味で賈誼の政策は、辺境防備の負担を軽減するという目的も含んでいた。

三、「三表」「五餌」策—心理的離間策

それでは、賈誼はどのような策をもって自身の理念を実現しようとしたのか。その「耀蟬の術」の一つが「三表」「五餌」策である。

「三表」「五餌」策の内容についてはすでに先行研究においても詳しく議論されているので、¹³⁾ 本稿では訓読を示し、大意を簡略に述べるとに止めることとする。

【三表】(以下、匈奴篇)

①臣、且に事勢を以て天子の信を諭し、匈奴の大衆をして陛下を信ぜしめん。言を通ずるを爲すのみにして、必ず行いて易えず、夢中に人を許さば、覺めて且つその信に背かず、陛下の已諾は、日出づるの灼灼たるが若し。故に君に一言を聞かば、微遠有りと雖も、其の志疑われず、仇讎の人、その心殆まれず、此の若くんば則ち信諭されん。孤る所、行われざるは莫し。

天子は、一端承知したことは、中途で変更することなく、必ず実行すること。このようにして匈奴の衆の信頼を得るとする。

②臣、又た且に事勢を以て陛下の愛を諭し、匈奴をして之れ自ら視せしめん。苟くも胡面にして而して戎状なる者、其れ自ら以て天子に愛せらるるや、猶お若子の慈母に還うがごとくなり。此くの若くんば則ち愛諭されん。

天子は、胡面・戎状のような者に対しても仁愛をもって対処することを表明し、それを認識させること。そうすれば幼子が母を慕うように、匈奴の民が漢の皇帝を慕うようになる。

③臣、又た且に陛下の好を諭し、胡人をして之れ自ら視せしめん。苟くも其の技の長ずる所と其の工なる所と、一に以て天子の意に當たるべし。此の若くんば則ち好諭されん。

胡人(匈奴)に対し、天子の好む所を周知させる。匈奴の技術とその長所が天子の意に合うことを示すことによって、天子が匈奴に親しんでいることを自覚させる。

【五餌】(以下同じ)

①匈奴の来る者は、家長已上は固より必ず繡を衣、家少者は必ず文錦を衣る。將に銀車五乘を爲り、雕畫の駕を大にし、四馬緑蓋を載せ、數騎を従え、驂乗を御せん：匈奴の降るものをして時時之を賜わしめんのみ：將に以て其の目を壞らん。

匈奴より来る(降る)者に対して、繡(布帛)や文錦で着飾らせ、馬車に奢美な裝飾を施し、従者をつけて与えるなど、視覚的な欲望を駆り立てて、心を漢に傾けさせる。

②匈奴の使の至る者、若しくは大人の降る者、大衆の聚まる所なら

ば、上必ず召して食を焉に賜う所有り。飯物は故に四五盛し、羹
 載汰炙、肉は醢醢を具え、前に方數尺す：賜得る者の喜ぶや、且
 つ笑い且つ飯し、味わい皆な嗜む所にして而して未だ嘗て得ざる
 所なり：將に此れを以て其の口を壞らん。

匈奴からの来降者の食事には、煮肉炙肉、醢醢（す漬けのしおか
 ら）などを四、五種をもって四方に並べて饗応し、その食覚的な欲
 望を駆り立てて、心を漢に傾けさせる。

③降る者の傑なるや、若しくは使者至るや、上必ず人をして召して
 焉を客とする所有り：婦人をして傳白墨黒せしめ、繡衣して其の
 堂に侍する者二十三人：上、樂府をして幸いに之を倡樂に假さ
 しめ：將に此れを以て其の耳を壞らん。

匈奴の有力者や使者が来た場合、美しく着飾った婦人を多数集め
 て宴席に侍らせたり、樂人の演奏する歌舞によって楽しませ、匈奴
 の衆の心を漢に傾けさせる。

④凡そ降りし者、陛下の召して幸ずる所、若しくは約を以て致す所
 ならば、陛下必ず時有りて官す所有り。必ず此に高堂邃宇有ら
 しめ、厨處を善くし、困京を大にし、廐に編馬有り、庫に陳車有
 り、奴婢・諸嬰兒・畜生具えらる。此の時をして大いに具えて胡
 客を召し、胡使を饗し、上幸いに官をして之が具を助けしめ、之
 に樂を假し：人人篋篋として惟だ其の後れて来り至らんことを恐
 れんのみ。將に此れを以て其の腹を壞らん。

匈奴の降伏者たちの居住には、官舎を与え、車馬や使用人、娯樂

などにも十分な待遇を施す。それによって漢への帰順を促す。

⑤來降せし者に於けるや、上必ず時時にして召し幸ずる所有り、拊
 循して後に官に入るを得ん。夫れ胡の大人は親しみ難し。若し上、
 胡の嬰兒に於いて貴人の子の好くして愛すべき者を召さば、上必
 ず召し幸じ、大なるは數十人、此れに繡衣好闕を爲し、且つ出で
 ては則ち従い、居れば則ち更々侍る：將に此れを以て其の心を壞
 らん。

帰順した匈奴の有力者の幼児らに対して、天子自ら愛情を示し、
 その近くに侍らせる。

以上のように、まず「三表」とは、特に匈奴の族民を対象としたも
 ので、漢の天子が匈奴の習俗や文化を好むということを示し、彼等
 に親近感を与えるといったものである。賈誼は「愛好實有り、已諾
 期す可くんば、十死一生、彼必ず將に至らんとす。此れを三表と謂
 う」と述べ、匈奴の族民は自分たちが漢の天子にも受け入れられる
 ことがわかれば必ず帰順しようとすると言う。これに対し「五餌」
 の方は主に匈奴の有力者・使者・降伏者を対象としたもので、現実
 的に漢文化に触れるものたちを優遇することによって、漢への帰順
 を促進するといったものである。ただしこれは単に匈奴の来降者ら
 に贅沢をさせるといったものではない。「五餌」策の運用について
 賈誼は次のように述べる

凡そ國に賞するは、此れ以て均しくす可からず。賞均しければ
 則ち國殺しく、而して賞薄ければ以て人を動かすに足らず。故

に善く賞する者は、之を蹕み、之を駁轢し、従いて時に之を厚くす。之を視て見るに足らしめ、之を誦して語るに足らしめば、乃ち一國の心を傾く可し。陛下幸いに臣の計を聽かば、則ち國に餘財有らん。

すなわち、來降者をすべて同様に厚遇してしまつたら財政的に限界が生じる。かといって少ない賞与では人心を動かすことはできない。賞与を与える際には最初から大きな賞与を与えるのではなく、まずその人の過失を責め（之を蹕み、之を駁轢し）、後から厚遇を施すようにする。そうすれば賞与えられた時に過大な厚遇を受けたと思わせることができる。このようにすれば国家財政にも余裕がで
き、「五餌」策を継続していけると言うのである。すなわち、この「五餌」策は、匈奴側の心理状態を操作しようとするものであり、そのような意味で術策的であると言える。さらにここで、賈誼の「三表」と「五餌」がその対象を別にしてゐることに注目しておきたい。賈誼が匈奴の族民そのものを離間の対象としたのには大きな意味があると考えられる。漢は匈奴の侵寇に対し歳幣を行つたり翁主（諸侯王の女）を送ることによって和親を行つてきたのであるが、加藤謙一氏によれば、漢からの貢納物は一部の貴族層に独占され、單于からの下賜を除けば、それらの貢納物が族長レベルや一般遊牧民の手に渡ることとはほとんどなかったという。そこで賈誼は匈奴の族民が貴族層を持つ不満の間隙を衝こうとしたのであろう。以上のことを考えれば、賈誼の「三表」「五餌」は単なる匈奴の懐柔

策ではなく、「單于と其の民を争」い、「漢の臣民とす」るための積極的な心理的離間策とすることができると言える。

四、匈奴内部での攪乱：謀略的離間策

さて、『漢書』賈誼伝の論贊には「屬國を試さんと欲するに及びては、五餌三表を施し以て單于を係けんとするも、其の術固より以て疏なり」とあり、賈誼の対匈奴政策はあたかも「三表」「五餌」策だけのように思われるが、『新書』匈奴篇ではさらなる策を提案する。若し夫れ大變の應は、大いに約して以て決塞を權り、宜しきに因りて行い、形に豫らざるべし。翁主を尊び、相室を重くし、其の長吏を多くし、眾門大夫は皆な謀士たらしめ、必ず之に財を足らしむ。且つ吾が人を用い、且つ其の尊を用い、其の限を觀、其の謀を窺い、中外符節適に構拘す。：故に三表既に諭され、五餌既に明らかなれば、則ち匈奴の中、乖れて相疑わん。：（中略）：其の貴人の單于に見えるや、猶お虎狼に迂うがごとし。其の南面して漢に歸せんとするや、猶お弱子の慈母を慕うがごとくなり。其の衆人の將吏に見えるや、猶お墮き仇讎に迂うがごとし。南に郷いて漢に走らんと欲するや、猶お水の下に流るるがごとくなり。將に單于をして臣の使無く、民の守無からしむれば、夫れ惡んぞ頸を係け稽顙し、請いて陛下の義に歸せざることを得んか。（匈奴篇）

ここで賈誼は匈奴が侵寇してきた場合（大變の應）の対応について述べる。「決塞」とは、『管子』七法篇に「予奪也、險易也、利害也、難易也、開閉也、殺生也」とあり、具体的にはここでは匈奴の侵寇に対してあくまで和親の態度を取り、その後、その時々の状況に応じて策を設けるといふことであろう。ただし、次に「翁主を尊び、相室を重くし」とあることから、この和親も基本的には高祖以来の方針と同じように漢の翁主を匈奴の單于に送ることが想定されていることがわかる。もつとも高祖の時は、翁主は単に單于の闕氏とするために送られたのであるが、賈誼の場合は翁主を送る際に長吏や謀士を多く従わせ、彼等に充分な財産を持たせることを主張する。「且つ吾が人を用い、且つ其の尊を用い」とあるのは、財産を持たせた謀士たちを遣わして匈奴の有力者（其の尊）を取り込むことを言うのであろう。さらに匈奴の險阻な地形を調べ（其の限を觀）、匈奴の謀略を窺い、常に匈奴の内部事情を符節が合致する如く正確に把握しておく。こうした結果、「三表」「五餌」策との相乗効果により、單于はその臣を仇とみなし、貴人は單于を恐れ、衆人は將吏を恐れ、匈奴で内部崩壊を起こすというのである。すなわち賈誼はたとえ匈奴の侵寇にあっても一旦は和親を行い、それを利用して匈奴を内部から崩壊させようと考えたのである。もちろんそれには「三表」「五餌」策によって匈奴の族民たちをある程度動揺させておくことが必要であった。このように賈誼は、匈奴内部で行う謀略的離間策を考えていたのである。

五、関市の積極的開設……經濟的離間策

ここまで賈誼の対匈奴政策として、匈奴の族民や有力者たちを対象とする「三表」「五餌」策、また匈奴を内部から攪乱させる謀略的離間策について述べてきた。さらに賈誼は積極的な関市の開設を建策する。

夫れ関市は固より匈奴の犯滑して深く求むる所なり。願わくは上、使を遣わして厚く之と和し、已むこと得ざるを以て之に大市を許さしめよ。使者反らば、要險の所に因り、多く鑿開を爲し、眾もて之を延き、關の吏・卒・使以て自守するに足らしめよ。大いに一關毎に屠沽する者、飯食を賣る者、羹臠臠炙する者、物毎に各々一二百人ならば、則ち胡人長城の下に著かん。是れ王將に彊いて之を北せんとせば、必ず其の王を攻めん。

（匈奴篇）

さて、関市とは長城附近に設けられた交換市のことであるが、ここでは匈奴の皮革製品や家畜と漢の穀物や絹製品・綿製品・金屬製品との交換が行われた。²⁰⁾『漢書』匈奴伝では、賈誼と同時代に匈奴の老上單于に降った中行説が、漢の物産を好む單于に対し、匈奴で消費される物資のうちその二割を漢の物産が占めれば、匈奴の民が漢に帰順してしまうとして單于を戒めている。賈誼はまさにその目をつけたのである。そもそも関市貿易は基本的には匈奴を懐柔す

る目的で行われたものであるが、賈誼が漢自ら使者を送ってまで関市の開設を勧めることの目的は、それよりもさらに術策的要素を含んでいた。

①関市を置く場所には要害の地を択び（要險の所に因り）、その地に手を加え（多く鑿開を爲し）、多くの兵士を並べることができるようにし（眾もて之を延き）、関の吏・卒で自衛できる態勢を作る。

②関ごとに酒・食事・羹を提供する者をそれぞれ百人から二百人の人員を整える。

まず①について、ここでは要害に據って自衛することが述べられているが、これは明らかに匈奴の略奪や襲撃に備えることを意識しているものであろう。さらに言えば、その関に在籍する吏卒のみで守るとされているが、第二節で述べたように、賈誼は「中地の左戍、行を延ぶること數千里なれば、糧食もて餽饗すること至難なり」と言い、輸送の困難を根柢に内郡からの派兵に否定的であった。そのような理由もあり賈誼は関市での自衛を考えたのである。また、②は「五餌」策の一つ、匈奴の族民の食覚的欲望を駆り立てることが想定される。もっとも「五餌」策の場合は漢への来降者を対象としたものであるが、それを関市において応用させたものであろう。このように、賈誼が関市を設けることを強く勧めたのは単なる懐柔のためではなく、むしろ「三表」「五餌」策の延長としての効果を考えたのである。この関市貿易により「長城の下」に往来するように

賈誼の対匈奴政策

なった匈奴の族民たちを彼等の王が強制的に北遷させようとするれば、族民たちはかえってその王を攻撃するであろうと。先にも述べたように、漢からの正式な貢納については、一部の貴族層に行き渡るだけであった。加藤氏は、それに対してこの関市貿易には多くの一般遊牧民も参加していたと述べる。しかも後年、馬邑事件の直後に漢と匈奴の和親が完全に絶たれたときさえ、関市貿易だけは続けられているのである^②。それほど匈奴経済にとって関市貿易は必要不可欠であった。賈誼は匈奴のそのような事情を利用して関市の防衛を強化すると共に当地での離間工作を図ったのである。

六、文帝期以降の対匈奴政策に見える

賈誼の政策の実効性について

ここまで賈誼の対匈奴政策について、『新書』匈奴篇の記述を中心にみてきたが、それはこれまで言われてきたような単なる懐柔策ではなく、むしろもっと積極的な三つの離間策であった。筆者はそれを「三表」「五餌」策による心理的離間策、匈奴内部での謀略的離間策、関市貿易における経済的離間策と考えた。それでは、賈誼が建策したこれらの離間策は実際の対匈奴戦争においてどのような効果をあげたのであろうか。

まずは関市貿易による経済的離間策について、『漢書』匈奴伝の論贊に次のような一文がある。

昔、和親の論は劉敬より發す。是の時天下初めて定まり、新た

に平城の難に遭う。故に其の言に従い、約して和親を結び賂を單于に遣り、冀いて以て邊境を救安せんとす。孝惠・高后の時は遵いて違えざるも、匈奴寇盜して衰止することを爲さず、而して單于反つて以て加^ま々^ま驕倨たり。孝文に至るに逮び、與に關市を通じ、妻すに漢の女を以てし、増して其の賂を厚くし、歳ごとに千金を以てす…(後略)…。

これによると、高祖の平城敗戦から高后の時までは歳幣を行い翁主を嫁がせることが和親の基本事項であったが、文帝の時に初めて匈奴と關市を通じたことがわかる。ただし、文帝期に關市貿易が行われたことが窺えるのはこの記述のみで、關市貿易の正確な開始時期を特定することはできない。そこで、賈誼の対匈奴政策が上奏されたと考えられる時期から推測すれば、少なくとも文帝六年(前一七四)頃にはすでに漢と匈奴は關市貿易を行っていたであろう。賈誼はそれを利用しようとしたのである。關市に關する記述は、次に景帝期のこととして

景帝立ち、趙王遂乃ち陰かに匈奴に使す。呉楚反し、趙と謀を合して邊に入らんと欲するも、漢圍みて趙を破り、匈奴も亦た止む。是れ自り後、景帝復た匈奴と和親し、關市を通じ、單于に給遣し、翁主を遣わすこと故の約の如くす。終に景帝の世、時時小しく入盜するも、大寇無し。

とあり、景帝期の対匈奴和親策では關市貿易が常とされていたことがわかる。この關市貿易は武帝の時代に入っても続けられた。武

帝即位当初のこととして『漢書』匈奴伝に「武帝即位し、和親の約束を明らかにし、關市を厚遇し、之に饒給す。匈奴、單于自り以下皆な漢に親しみ、長城の下に往來す」とあり、武帝は關市における待遇を厚くしたことがわかる。その結果、もはや匈奴の族民だけでなく、單于自ら長城に来るようになっていた。ただし、武帝の狙いは賈誼の考えた策のように關市を恒常的に続けることによる離間策ではなく、關市に集まった匈奴を攻撃するといったものであった。

このように、文帝以降、武帝に至るまで關市貿易を続け、匈奴の君臣間を動揺させたことにより、特に景帝の時には実に八名の「匈奴王」が漢に降伏してきたのである。關市を利用し匈奴の投降を誘うという経済的離間策はまさに賈誼の狙い通りであった。これに対して匈奴からの使者・來降者を優遇する心理的離間策(「三表」「五餌策」と匈奴内部での謀略的離間策については、実際に賈誼が述べたような待遇を施したかどうか、史料上検証することは難しい。しかも匈奴篇には、両策に対する或る人物の反論として「三表を建て、五餌を明らかにし、盛んに翁主に資し、敵國を禽えて後止まんとするも、費至りて多し。惡にか材用を得て之に足らしめんや」とあり、費用の捻出に問題があった。賈誼はこの反論に対してもそれを補填する案を提示するが、その策も国家政策規模の補填方法であったために採用されるには至らず、結果として心理的離間策と謀略的離間策は、その全てが用いられて効果を挙げたわけではなかった。

ともあれ賈誼の対匈奴政策は、關市貿易を中心にその効果を挙げ、

匈奴の諸王や部衆を誘引することに成功した。

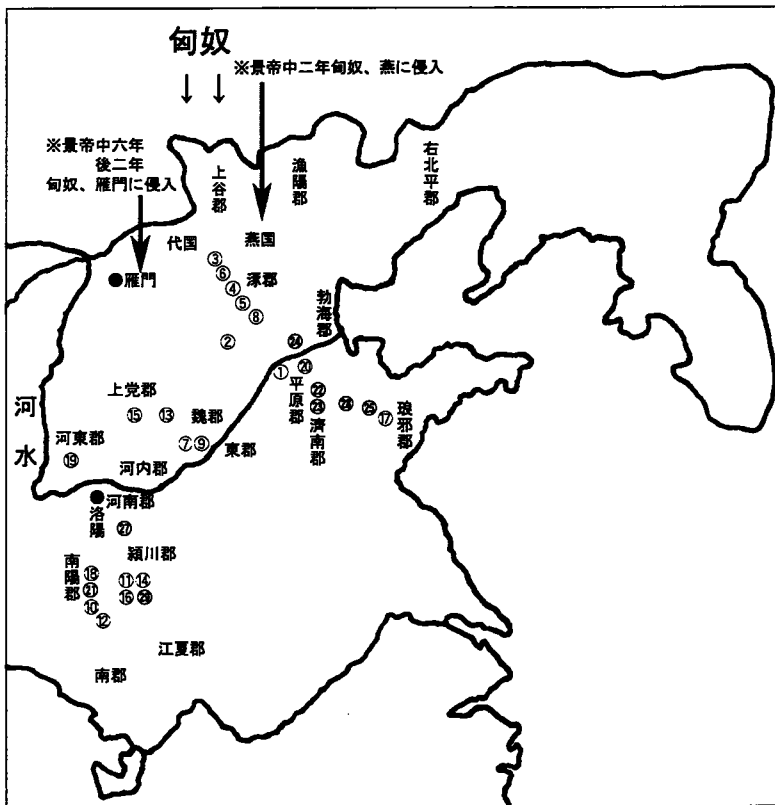
彼はこの後誘引によって来降した匈奴の族民たちを封侯する策を述べていたが、次にその実効性について私見を述べてみたい。第二節で述べたように、匈奴篇に「將に必ず匈奴の衆を以て漢の臣民と爲し、之を制して千家をして一国爲らしめ、之を塞外に列處し、隴西自り延きて遼東に至るまで、各々地を分けて以て邊を衛り、月氏・灌竄の變に備えしめ、皆な之を其の置郡に屬せしむ。然る後戍を罷め邊を休め、天下の兵を民【泯】くす」とあり、賈誼は最終的には、①匈奴の族民を漢の臣民とし、②千家を単位として国をつくり、③それらの国を塞外に並べ置いて漢の郡に所屬させ、④戍辺の代わりに外部諸民族からの辺境守備に充てる、といったことを理想の状態と考えていた。そのことを踏まえ、ここでは匈奴から降伏してきた大官や諸王たちの封侯の状況について検討してみよう。表2は文帝期から武帝期にかけて匈奴から漢に降伏した大官及び諸王の状況を示したものであり、次頁の図1はそれぞれの封地を地図で示したものである。なお、文帝期に降伏してきた弓高壯侯

(表2) 文帝期～武帝期における匈奴の降伏者

地図番号	封年	侯名	人名	匈奴での身分	漢での封戸	封地
【文帝】						
	文帝十六	弓高壯侯	韓隲當	匈奴相國		營陵
	文帝十六	襄城哀侯	韓嬰	匈奴相國	2000	潁川郡襄城縣
【景帝】						
①	中三	安陵侯	于軍	匈奴王	1550	平原郡安陵縣(25)
②	中三	桓侯	賜	匈奴王		涿郡垣縣(26)
③	中三	迺侯	陸彊	匈奴王	1570	涿郡迺縣
④	中三	容城搆侯	徐盧	匈奴王	700	涿郡容城縣
⑤	中三	易侯	僕𪗇	匈奴王	1110	涿郡易縣
⑥	中三	范陽靖侯	范代	匈奴王	1200	涿郡范陽縣
⑦	中三	翁侯	邯鄲	匈奴王		魏郡内黃縣
⑧	中四	亞谷簡侯	盧它之	匈奴東胡王	1000	涿郡容城縣南(27)
【武帝】						
⑨	元光四	翁侯	信	匈奴相國	1680	魏郡内黃縣
⑩	元朔元	特轅侯	樂	匈奴都尉	650	南陽郡
⑪	元朔二	親陽侯	月氏	匈奴相	680	潁川郡舞陽縣
⑫	元朔二	若陽侯	猛	匈奴相	530	南陽郡平氏縣
⑬	元朔三	涉安侯	於單	匈奴單于太子		魏郡涉縣(28)
⑭	元朔四	昌武侯	安稽	匈奴王	2000	潁川郡舞陽縣
⑮	元朔四	襄城侯	桀龍	匈奴相國	400	上黨郡襄垣縣(29)
⑯	元狩元	遼悼侯	王援𪗇	匈奴趙王	560	潁川郡舞陽縣
⑰	元狩元	宜冠侯	高不識	匈奴歸義侯	1100	琅邪郡昌縣
⑱	元狩二	輝渠忠侯	僕朋	匈奴歸義侯		南陽郡魯陽縣
⑲	元狩二	下摩侯	諄毒尼	匈奴王	700	河東郡猗氏縣
⑳	元狩三	濕陰定侯	昆邪	匈奴昆邪王	10000	平原郡(30)
㉑	元狩三	輝渠慎侯	應玃	匈奴王		南陽郡魯陽縣
㉒	元狩三	河碁康侯	烏黎	匈奴右王	600	濟南郡
㉓	元狩三	常樂侯	彌雕	匈奴大當戸	570	濟南郡
㉔	元狩四	杜侯	復陸支	匈奴歸義因孰王	1300	勃海郡重平縣
㉕	元狩四	衆利侯	伊即軒	匈奴歸義樓剌王	1100	琅邪郡姑幕縣(31)
㉖	元狩四	湘成侯	敞屠洛	匈奴符離王	1800	潁川郡陽成縣(32)
㉗	元狩四	散侯	董舍吾	匈奴都尉	1100	潁川郡陽成縣
㉘	元狩四	臧馬康侯	雕延年	匈奴王	870	琅邪郡朱虛縣
㉙	元鼎四	隙侯	次公	匈奴歸義王	790	潁川郡舞陽縣
㉚	不明	開陵侯	成婉	故匈奴介和王		不明

と襄城哀侯については、高祖時代に漢から匈奴に降伏した韓王信の子孫であるという特別な事情があるので、本稿での検討の対象からは外すこととする。

まず、一見して分かるように、景帝期に降伏してきた八人の匈奴王のうち六人が対匈奴戦線にほど近い涿郡に、しかも隣接する土地に封侯されており、平原郡安陵縣に封建された千軍もその封地は涿郡に近いことがわかる。これは景帝即位後、燕や代といった地域においてしばしば匈奴と接触していることや、⁽³³⁾景帝が彼等を封侯するその前年に匈奴が燕に侵入したこともあり、景帝の時には燕・代地域が対匈奴最前線であって景帝自身そのことを強く意識していたからだと考えられる。それではなぜ景帝は匈奴の降王たちを揃って対匈奴最前線に封侯したのであるか。実は『史記』や『漢書』にはその理由を明確にできるような記述は見られない。そこで先に挙げた『新書』匈奴篇の賈誼の策と合わせて考えてみたい。景帝は対匈奴最前線たる涿郡一带に匈奴降王たちの侯国を並置したのであるが、これは、①匈奴の族民を漢の臣民とする、②それらの国を塞外に並べ置いて漢の郡に所属させる、と一致し、また彼等がそれぞれの土地で与えられた封戸数に注目すると、およそ七〇〇戸〜一五七〇戸という範囲で封戸が与えられており、これは、②千家を単位として国をつくり、とほぼ一致する。すなわち景帝のこの封侯は賈誼が述べた策と



(図1) 景帝期~武帝期・匈奴降王封建図

三つの点において一致しているのである。景帝は関市貿易を積極的に利用し、それによって降伏してきた匈奴の諸王たちを対匈奴最前線へ封侯したのであるが、これは賈誼がかつて文帝に述べていた対匈奴政策が、景帝の代に有効な政策として実行されたものであったのである。景帝の在位中にこそ賈誼は世にいなかったが、その父文帝に仕え様々な建策を行ってきた賈誼の対匈奴政策は、少なからず景帝の政治に影響を与えたと思われる。

一方、武帝期に降伏し封侯された者については、魏郡、上党郡、河東郡など対匈奴戦線に近い地域に封侯された者もいるが、それ以外の多くは、潁川郡、南陽郡、琅邪郡など、対匈奴戦線からは離れた地域に集中している。これは米田賢次郎氏も指摘しているように、投降匈奴に対する処置が景帝の時とは変わったためであると考えられる。氏は武帝期に降伏した匈奴の部衆は諸侯から切り離されて、中央の直轄として長水校尉や胡騎校尉などの支配下に編成され、匈奴諸侯自体も漢の諸侯なみに扱われていたとする。そうであれば馬邑事件を転機として、降伏してきた匈奴王や高官に対する処置も変化したのである。すなわち、匈奴からの降伏者を対匈奴最前線へ封侯すべきとした賈誼の策は、馬邑事件以前においてはそのまま実行され、馬邑事件以後は降伏してきた匈奴王あるいは高官のみを内郡へ封侯し、その部衆については長水校尉・胡騎校尉に所属させ、前線の軍事集団に編成するという武帝の新しい政策に繋がっていったのである。

賈誼の対匈奴政策

おわりに

これまでの研究において、賈誼の対匈奴政策は、匈奴に対する懐柔策という立場から、『新書』匈奴篇にみえる「三表」「五餌」策の内容説明に重点が置かれ、その政策の実際の対匈奴戦争における実効性についてはあまり言及されてこなかった。

そこで本稿では、まず『新書』匈奴篇の検討により、賈誼の政策は単なる懐柔策ではなく、三つの積極的離間策により構成されていることを論じた。それが①心理的離間策（「三表」「五餌」）、②謀略的離間策（匈奴の内部崩壊）、③経済的離間策（関市貿易）である。賈誼はこれら三策をもって匈奴の君臣を離間させ、最終的には、匈奴の族民を漢の臣民とし、千戸を有する侯国として塞外に配置し、さらに遠方の諸民族からの守りとしようと考えた。これらの策はその全てが用いられたわけではなかったが、馬邑事件以前の対匈奴戦争の経過の中で見てみると、次の点で実際の政策と一致していた。

- 一、文帝がはじめて対匈奴の関市を開設し、匈奴の族民を長城附近に誘引することに成功すると、後代もその政策を継続した。
- 一、関市貿易の効果によって匈奴の諸王が漢に來降するようになった。

- 一、景帝は帰順した匈奴の諸王を列侯として漢の対匈奴最前線に封侯し、匈奴を牽制した。

一、景帝は匈奴降王を封侯する際、漢の郡（涿郡）に所属させて列ね置き、かつ千戸前後の封戸を与えた。

このように、馬邑事件以前は賈誼の建策した対匈奴離間策と匈奴降王の封侯が効果を挙げ、徐々に匈奴の力を奪っていったのである。それを承けた武帝は対匈奴戦争の方針を強政策へ転向し、馬邑事件以後、匈奴からの降伏者に対し、それまで集団をそのまま最前線に封侯していた政策を改め、匈奴の王や高官のみを内郡へ封侯し、彼等が引き連れてきた部衆については軍事集団として対匈奴戦線へ送り込むという形で発展させたのである。以上のように賈誼の対匈奴政策は、前漢代の対匈奴戦争における初めての具体的な実効性を持つ積極策であったという点で歴史的意義を有するのである。

注

(1) 『漢書』卷五八・賈誼伝に「誼以爲漢興二十餘年、天下和洽、宜當改正朔、易服色制度、定官名、興禮樂……諸法令所更定、及列侯就國、其說皆誼發之一とある。また特に対諸侯王政策については呉楚七国の乱が起こった際、賈誼の生前の政策が戦況に大きく影響した。その詳細については拙稿「賈誼の対諸侯王政策と呉楚七国の乱——前漢代地方支配体制の変遷からみた」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五三、二〇〇八年)参照。

(2) 賈誼『新書』の「事勢」に分類される上疏のうち、匈奴篇が『漢書』にほとんど見えないことについて、芳賀良信氏(『礼と法の間隙——前漢政治思想研究』(汲古書院、二〇〇〇年))は、班固が『漢書』賈誼伝の贊文で「其術固以疏矣」(その対策が疎略であったため)と酷評していることを指摘する。

(3) 『新書』の解釈に基づいて賈誼の対匈奴政策を議論している先行研究として、手塚隆義「漢孝武帝の匈奴懐柔と賈誼の新書」(『史苑』第十卷、一九三六年)、伊瀬仙太郎「賈誼の匈奴観」(『立正史学』四四、一九七八年)、内田吟風「漢賈誼『新書匈奴篇』譯解」(『森三樹三郎頌誌記念東洋學論集』一九七九年)、森熊男「賈誼の『三表・五餌』政策について」(岡山大学教育学部研究集録)六八、一九八五年)、工藤卓司「賈誼新書」における「術」の位置」(『東洋古典學研究第一九集、二〇〇五年])などがある。しかしこれらの研究は特に「三表・五餌」の内容や、それらが賈誼の思想の中でどのように位置づけられるのかということが重点的に論ぜられており、賈誼の対匈奴政策そのものが、前漢代の対匈奴戦争の中でどのような実効性をもつのかということについては考察されていない。但し、手塚氏は、賈誼の対匈奴政策を懐柔策と捉えた上で、それを武帝が行った匈奴に対する懐柔策と酷似することを指摘している。

(4) 工藤卓司「賈誼と『賈誼新書』」(『広島大学東洋古典學研究会』二〇〇三)

(5) 江上波夫「ユーラシア古代北方文化」(山川出版社)年)、小林惣八「前漢に於ける匈奴帝国の内部分裂について」(『駒沢史学』一七、一九七〇年)、池田雄一「前漢時代における西北経営と匈奴対策」(『中央大学文学部紀要』一一六、一九八五年)、堀敏一「東アジア世界の形勢——中国と周辺国家」(汲古書院、二〇〇六年)など。

(6) 『漢書』卷六四・匈奴伝の贊文には、対匈奴政策に与った人物として、「高祖の時は則ち劉敬、呂后の時は樊噲・季布、孝文の時は賈誼・朝錯……」とある。このうち最も具体的な政策を述べているのが賈誼『新書』に見える。賈誼の上疏である。賈誼以前は、例えば『漢書』匈奴伝に、平城の敗戦以後は劉敬の議論によって漢は匈奴に毎年の歳幣をすること、宗室の女を匈奴に入れること、兄弟の約を交わすことで和親したことが記されており、恵帝・呂后期には、將軍季布が匈奴に対する国力不足と国内情勢が不安定であることにより匈奴には和親策を続けるよう説いた議論が見えるのみである。

(7) 「千石大縣」とは、『漢書』卷十九・百官公卿表上に「縣の令・長は、皆秦官なり、其の縣を治むるを掌る。萬戸以上を令と爲し、秩は千石より六百石に至る」とみえる。すなわち県令の秩禄が千石で一万戸以上を有する県のことであろう。

(8) 景帝期以前における対匈奴戦争の記述のうち、匈奴の兵力が記されるケースは多くない。『史記』・『漢書』によると、高祖が白登山で三十余万騎に囲まれたと見えるが、その後、文帝の時代になると、その十四年に匈奴が十四万騎で朝那・簫関を攻め、後六年に三万が上郡に、三万が雲中に侵入しているのがわかる。ちなみに晁錯は文帝に対匈奴政策として「陛下又興數十萬之衆、以誅數萬之匈奴……」(『漢書』卷四九・晁錯伝)と述べており、賈誼と同時代にある晁錯も当時の匈奴の兵力を数万とみている。

(9) 賈誼は匈奴篇においても「爲此立一官、置一吏、以主匈奴」と述べ、「耀蟬の術」を担当する専属の官を設けることを提案した。この官について蔡廷吉氏(『賈誼研究』、文史哲出版社、一九八四年)は、典属国のことを指すとす。

(10) 前掲工藤氏論文「『賈誼新書』における「術」の位置」参照。

(11) 灌竈について、手塚氏は白鳥庫吉氏や小川琢治氏らの説に従い、『史記』や『漢書』の匈奴伝に見える「渾夷」或いは『三国志』所引『魏略』に引かれる「渾竈」と同一種であるとし、工藤氏も「外民族」とする。一方、

盧文昭や伊瀬氏は「灌竈」を朔方郡の県名と推測する。

(12) 『漢書』卷四九・晁錯伝

(13) 前掲注(10)掲載論文参照。

(14) この時期、匈奴から漢へ或いは漢から匈奴へ帰順していたものたちが多かったことは蘇林氏(『中国西漢時代に漢人が匈奴社会経済の発展に及ぼした影響とその背景』、『北見大学論集』三八、一九九七年)が述べるように『漢書』匈奴伝に、和親の際の文帝の言として「朕、逃虜の民を釋し」とあることや、それに対する單于の返書に「匈奴、塞に入ることを無からしめ、漢、塞を出すること無からしめ、今の約を犯す者は之を殺さん」とあ

ることからもわかる。

(15) 本文について、盧文昭は「先に失望させて後に恩恵を加えれば、受賞者は過大な賞を受けたと大いに喜ぶ」とする。

(16) 加藤謙一『匈奴「帝国」』(第一書房、一九九八年)

(17) 『新書』匈奴篇に「臣爲陛下建三表、設五餌、以此與單于争其民、則下匈奴猶振橋」とあり、賈誼は「三表」「五餌」一策を、單于からその族民を争奪するための手段と述べている。

(18) 『漢書』匈奴伝によると、高祖の時に宗室の翁主を冒頓單于に嫁がせ、歳幣を行うことと兄弟の約を交わすことによって和親を行っているが、文帝の時にも老上單于の即位に伴い、翁主を單于に嫁がせている。

(19) 「其の限を觀」(原文「觀其限」)について、鍾夏氏(新編諸子集成『新書校注』)は、『説文』に「限、阻也」とあるのを根拠に、陰阻要害の地を窺うことと解している。

(20) 加藤謙一前掲書参照。

(21) 『漢書』匈奴伝に、馬邑事件直後のこととして、「是れ自り後、匈奴和親を絶ち、路に當たる塞を攻め、往往にして邊に入盜するは、勝げて數うべからず。然るに匈奴食りて、尚お關市を樂しみ、漢の財物を蓄み、漢も亦た關市を通じて絶たず、以て之に中つ」とあり、漢と匈奴の和親が絶たれた時でさえ匈奴は關市貿易を好み通じていたことがわかる。

(22) 『新書』において対匈奴政策が述べられるのは、解縣篇、威不信任篇、匈奴篇、勢卑篇の四篇であるが、内容から察するに、これらはほぼ同時期に上奏されたと考えられる。そのうちの解縣篇には「中行説を伏せ其の背に答つ」という記述が見える。中行説は前一七四年の老上單于の即位に伴い翁主の傳として随行したが、匈奴に至るや降伏した。すなわち賈誼が対匈奴政策を上奏したのは前一七四年(文帝六年)以降である。

(23) 武帝期には(21)に見える馬邑事件のほか、『漢書』匈奴伝に「馬邑の軍白り後五歳の秋、漢、四將をして各々萬騎もて胡を關市の下に撃たしむ」とあり、馬邑事件(前一三三年)により匈奴との戦争が本格化したあと、

少なくとも五年間は関市貿易が続いていたことがわかる。

- (24) 賈誼は、或る人の問いかけに対し、「一國有二族、方亂天下、甚於匈奴爲邊患也。使上下踳逆、天下哇貧、盜賊・罪人蕃積無已、此二族爲祟」として、これらを取り締まって費用を捻出するとした。まず鍾夏氏は「二族」を、当時、銭の私鑄によって莫大な富を有していた呉王濞や文帝に銅山を与えられて富を築いた鄧通であると推測し、一方で、伊瀬氏は「罪人」を、民間で不正に銭を私鑄し、厚利を貪っていた悪質な商賈とする。いずれにせよ、一諸侯を取り締まったり、公的に許可されている民間での私鑄を再び規制するのは国家規模の政策である。故に賈誼の費用補填案も実行は難しかったであろう。

- (25) 安陵については、錢大昭は潁川郡僑陵県のこととし、米田賢次郎氏も同様の地に比定している。安陵は『漢書』地理志には右扶風条にその名が見える。これに対し王先謙は、『漢書』地理志・平原郡条に見える安県について、『太平寰宇記』に「安陵縣は德州の西北百里に在り、本と漢の安縣なり。舊より地理家並な理むる所を失う」とあることから、安陵県を安県に比定している。他の降王の封地も考慮すれば、筆者も王先謙の説が妥当と考える。なお、「安陵」の位置については、譚其驥主編『中国歴史地図集』第二冊（中国地図出版社、一九八二年初版）によった。

- (26) 涿郡垣県について、『史記索隱』は河東郡垣県のこととするが、王先謙は『水経注』卷二〇・聖水条に「涿に垣縣有り、漢の景帝中三年、匈奴の降王賜、封ぜられ侯國と爲る」とあるのを根拠にこれを同地に比定する。ちなみに『漢書』地理志・涿郡条には垣県はなく、「武垣」がみえる。本稿では他の降王の封地も考慮し、王先謙の説に従った。

- (27) 亜谷簡侯の封地について、『漢書』功臣表にはその封地は記されていないが、『太平寰宇記』卷六七・河北道十六・雄州・容城県の条に「渾渥城は縣の南西四十里に在り…(中略)…漢の景帝改めて亜谷城と爲し、東胡の降王盧它父【之】を封じて亜谷侯と爲す。即ち此れなり」とある。よって本稿では涿郡容城県の南に比定した。

- (28) 涉安侯について、『漢書』地理志に「涉安」の地名は見えない。ただし、『史記』の侯者年表に、「(元朔)三年、…五月卒、後無、國除」とあり、侯国があったのは確実である。そこで『漢書』地理志を見ると、魏郡に「涉縣」という地名がある。魏郡には他にも内黄県に匈奴の降王が封じられた例がある。よって「涉安」を魏郡の「涉縣」に比定することも特に不自然ではないので、本稿ではひとまずここに比定した。

- (29) 襄城侯について、『史記索隱』は、文帝十六年に降伏した襄城哀侯韓嬰が潁川郡襄城県に封建されていることから、この「襄城」も同地である可能性を指摘する。一方で王先謙は、司馬貞が『漢書』功臣表の当該注に「襄垣」とあるのを見ていないと指摘した上で、「襄垣」を上党郡襄垣県に比定する。本稿でもこれに従う。

- (30) 濕陰定侯について、『漢書』功臣表は平原郡にあるとする。『史記』では「濕陰」に作っており、『漢書』地理志平原郡条にもその名が見える。王先謙も「濕陰」が正しいとするが、ひとまず『漢書』の表記に従い、「濕陰」としておく。

- (31) 衆利侯について、『漢書』功臣表には伊即軒の封地は記されていない。王先謙は、同功臣表の「衆利侯郝賢」の封地が、琅邪郡の「姑幕」と記されていることを根拠に、伊即軒の封地も同地に比定している。本稿でもそれに従う。

- (32) 湘成侯及び散侯について、『漢書』功臣表ではその封地を「陽成」(この地名は『漢書』地理志に見えない)と記す。これに対し王先謙は、湘成侯監居翁と封地が同じであるとした上で、その封地が「陽成」ではなく、「陽城」である可能性を指摘する。「陽城」の地名は潁川郡及び汝南郡に見える。潁川郡には匈奴の降王が封建される例がいくつか見えるので、本稿でもとりあえず潁川郡陽城県に比定しておく。

- (33) 『漢書』卷五・景帝紀によれば、景帝即位後、御史大夫の青翟を派遣して「代」で和親を行っており、また、呉楚七国の反乱の際、趙王遂が匈奴と連合を謀り、匈奴が辺塞へ侵入しようとしたことが発覚した。